

健康保険法 選択式 令和2年の解説です。

- ★★★…優しい問題。必ず得点を上げる必要あり。  
 ★★…やや難問。  
 ★…未知の問題。

(健康保険法 総評)

【 A 】	【 B 】	【 C 】	【 D 】	【 E 】
★★★	★★★	★★★	★★	★★

## 健康保険法

〔問 6〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 健康保険法第 82 条第 2 項の規定によると、厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る同法第 63 条第 3 項第 1 号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る同法第 64 条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、【 A 】 ものとされている。

2 保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者が負担する一部負担金の割合については、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける月の【 B 】 以上であるときは、原則として、療養の給付に要する費用の額の 100 分の 30 である。

3 50 歳で標準報酬月額が 41 万円の被保険者が 1 つの病院において同一月内に入院し治療を受けたとき、医薬品など評価療養に係る特別料金が 10 万円、室料など選定療養に係る特別料金が 20 万円、保険診療に要した費用が 70 万円であった。この場合、保険診療における一部負担金相当額は 21 万円となり、当該被保険者の高額療養費算定基準額の算定式は「80, 100 円 + (療養に要した費用 - 267, 000 円) × 1 %」であるので、高額療養費は【 C 】 となる。

4 健康保険法施行規則第 29 条の規定によると、健康保険法第 48 条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、様式第 8 号又は様式第 8 号の 2 による健康保険被保険者資格喪失届を日本年金機構又は健康保険組合（様式第 8 号の 2 によるものである場合にあっては、日本年金機構）に提出することによって行うものとしてされており、この日本年金機構に提出する様式第 8 号の 2 による届書は、【 D 】 を経由して提出することができる。とされている。

5 健康保険法第 181 条の 2 では、全国健康保険協会による広報及び保険料の納付の勧奨等について、「協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、【 E 】に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。」と規定している。

■ 選択肢

- |                    |                    |             |             |
|--------------------|--------------------|-------------|-------------|
| ① 7,330 円          | ② 84,430 円         | ③ 125,570 円 | ④ 127,670 円 |
| ⑤ 社会保障審議会の意見を聴く    | ⑥ 住所地の市区町村長        |             |             |
| ⑦ 傷病の予防及び健康の保持     | ⑧ 所轄公共職業安定所長       |             |             |
| ⑨ 所轄労働基準監督署長       | ⑩ 前月の標準報酬月額が 28 万円 |             |             |
| ⑪ 前月の標準報酬月額が 34 万円 | ⑫ 全国健康保険協会理事長      |             |             |
| ⑬ 地方社会保険医療協議会に諮問する | ⑭ 中央社会保険医療協議会に諮問する |             |             |
| ⑮ 当該事業の意義及び内容      | ⑯ 当該事業の財政状況        |             |             |
| ⑰ 都道府県知事の意見を聴く     | ⑱ 標準報酬月額が 28 万円    |             |             |
| ⑲ 標準報酬月額が 34 万円    | ⑳ 療養環境の向上及び福祉の増進   |             |             |

■ 解答

- A ⑬ 地方社会保険医療協議会に諮問する  
 B ⑱ 標準報酬月額が 28 万円  
 C ③ 125,570 円  
 D ⑧ 所轄公共職業安定所長  
 E ⑮ 当該事業の意義及び内容

A から確認していきます。

1 健康保険法第 82 条第 2 項の規定によると、厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る同法第 63 条第 3 項第 1 号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る同法第 64 条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、【 A 】ものとされている。

解答：A ⑬ 地方社会保険医療協議会に諮問する

択一式でも頻繁に出題されておりところで、必ず得点を取ることが必要です。

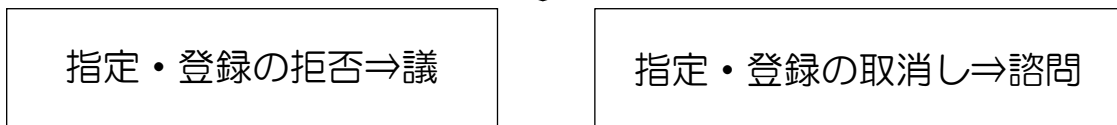
(早回し過去問論点集より)

□ **厚生労働大臣は**、保険医療機関若しくは保険薬局の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとされている。

[正解 H29 年-5E]

【POINT】「議を経る」又は「諮問する」

	議を経る	諮問する
意味	検討する	意見を聴く
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険医療機関の指定<u>拒否</u></li> <li>保険医、保険薬剤師の登録<u>拒否</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険医療機関の指定<u>取消し</u></li> <li>保険医、保険薬剤師の登録の<u>取消し</u></li> </ul>
地方社会保険医療協議会		



## 2021 年 社労士合格通信

次に【 B 】に進みます。

2 保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者が負担する一部負担金の割合については、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける月の【 B 】以上であるときは、原則として、療養の給付に要する費用の額の 100 分の 30 である。

解答：B ⑱ 標準報酬月額が 28 万円

1 部負担金に関する問題です。

70 歳以上で、現役並み所得者（標準報酬月額 28 万円以上）の場合の内容です。

【POINT】一部負担金

70 歳に達する日の属する月以前の者	70 歳に達する日の属する月の翌月以後の者
負担割合…100 分の 30	標準報酬月額による



標準報酬月額 26 万円以下（20 等級）	標準報酬月額 28 万円以上（21 等級） 現役並み所得者
負担割合…100 分の 20	負担割合…100 分の 30

標準報酬月額 28 万円以上（21 等級）現役並み所得者の場合

被保険者及び被扶養者（70 歳以上）の収入の額 520 万円未満	単身の場合（被扶養者がいない場合）
申請により⇒100 分の 20	

③は、高額療養費そのものに関する問題です。

3 50 歳で標準報酬月額が 41 万円の被保険者が 1 つの病院において同一月内に入院し治療を受けたとき、医薬品など評価療養に係る特別料金が 10 万円、室料など選定療養に係る特別料金が 20 万円、保険診療に要した費用が 70 万円であった。この場合、保険診療における一部負担金相当額は 21 万円となり、当該被保険者の高額療養費算定基準額の算定式は「80, 100 円 + (療養に要した費用 - 267, 000 円) × 1 %」であるので、高額療養費は【 C 】となる。

解答：C ③ 125,570 円

#### ■ 選択肢

① 7, 330 円      ② 84, 430 円      ③ 125, 570 円      ④ 127, 670 円

高額療養費の計算において、室料等の特別料金を算定の中にも含めるのかどうかポイントになります。

平成 17 年間 6A に、出題されています。

(早回し過去問論点集より)

□ 高額療養費の対象となる費用については、平成 12 年の法改正により、療養に必要な費用の負担が家計に与える影響に加え、療養に要した費用も考慮して定めることとされ、食事療養に要した費用も含まれることとなった。

[誤り H17 年 6A] ⇒ 「は含まれない。」

【POINT】高額療養費の対象外の費用

- ・入院時食事療養費の食事療養標準負担額
- ・入院時生活療養費の生活療養標準負担額
- ・保険外併用療養費における評価療養又は選定療養の自費負担分

高額療養費算定基準額は

「80, 100 円 + (700,000 - 267, 000 円) × 1 %」になり、  
= 84,430 円

その他のポイントとして、

一部負担金は、保険診療に要した費用 70 万円の 3 割なので、210,000 円

50 歳で標準報酬月額が 41 万円 ⇒ 3 割負担

(70 歳未満の場合、一律 3 割負担なので、標準報酬月額 41 万円は問題の内容に影響しません。)

従って、設問の場合の高額療養費の額は、125,570 円になります。  
(210,000 円 - 84,430 円 = 125,570 円)

4に進みます。

4 健康保険法施行規則第 29 条の規定によると、健康保険法第 48 条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、様式第 8 号又は様式第 8 号の 2 による健康保険被保険者資格喪失届を日本年金機構又は健康保険組合（様式第 8 号の 2 によるものである場合にあっては、日本年金機構）に提出することによって行うものとしてされており、この日本年金機構に提出する様式第 8 号の 2 による届書は、【 D 】を經由して提出することができる。とされている。

解答：D ⑧ 所轄公共職業安定所長

健康保険法施行規則第 29 条の規定により、日本年金機構に提出する被保険者の資格の喪失に関する届出を所轄公共職業安定所長経由で提出することが可能になっています。

最後の5です。

5 健康保険法第 181 条の 2 では、全国健康保険協会による広報及び保険料の納付の勧奨等について、「協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、【 E 】に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。」と規定している。

解答：E ⑮ 当該事業の意義及び内容

■ 選択肢

- ⑦ 傷病の予防及び健康の保持      ⑮ 当該事業の意義及び内容  
⑯ 当該事業の財政状況      ⑳ 療養環境の向上及び福祉の増進

空欄の前後の用語に注意する必要があります。

「健康保険の事業の円滑な運営」ということで、⑮「当該事業の意義及び内容」が一番馴染む選択肢になります。

(了)